

豊中市民生・児童委員協議会連合会 広 報 部 会 規 程

(設 置)

第1条 豊中市民生・児童委員協議会連合会（以下「連合会」という）会則の第14条の規定により連合会に広報部会をおく。

(組 織)

第2条 本部会は、各地区民児協より選出された、1民児協3名以上、合計16名以内の委員と連合会理事より選出された1名をもって構成する。

(目 的)

第3条 本部会は、連合会を主体とする組織的協調活動のもとに、広報紙を発行し、情報の提供及び交換を効果的に推進し、もって民生・児童委員の資質の向上を図ることを目的とする。

(任 期)

第4条 部会員の任期の起算日は12月1日とし、任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。また、欠員補充のため選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第5条 本部会に次の役員をおく。

部会長	1名	編集長	1名
副部会長	1名	会 計	1名

(役員を選出)

第6条 部会長は連合会理事がこれにあたる。副部会長、編集長、会計は、委員の互選とする。

(会 議)

第7条 部会長は本会の委員の連絡調整にあたり、必要に応じ会議を招集する。

2 会議には、必要に応じて各地区民児協会長の出席をもとめるものとする。

(その他)

第8条 その他本規程に定めのない事項については、理事会にはかりこれを定める。

付 則 この規程は、昭和58年4月27日から施行する。

〔昭和 59年 4月 1日 一部改正〕

〔平成 5年 4月 1日 一部改正〕

〔平成 13年 4月 1日 一部改正〕

〔平成 22年 12月 1日 一部改正〕